

# 県 公

平成20年10月31日(金曜日)号外 第63号

県 癷 行 호 裇 印 剧 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

頁

○医療法施行細則の一部を改正する規則………… (医療薬務課) 1 ○県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令……………… 3

教育長訓令

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十年十月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### **阿哈里那到第六十四号**

#### 医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成十八年宮崎県規則第五十号)の一部を次の ように效圧する。

第二条第一項及び第三項中「第一条第一項」を「第一条の十四第 一項」に改める。

第四条の見出し中「療養」を削り、同条第一項中「第一条第五項 を「第一条の十四第五頃」に、「診療所廢養病床設置許可申請書」 を「診療所病床設置許可申請書」に改める。

第五条の見出し中「療養」を削り、同条中「療養病床数等」を「 病床数等」に、「診療所療養病床設置許可事項変更許可申請書」を 「診療所病未設置許可事頃変更許可申請書」に致める。

第八条の次に次の一条を加える。

(診療所病床の設置の届出)

第八条の二 政令第三条の三の規定による届出は、診療所病床設置 届(別記様式第十号の二)によるものとする。

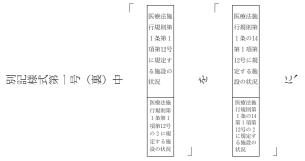
第九条の見出し中「漿養」を削り、「許可事項」の下に「等」を 加え、同条第一項中「診療所療養病床設置許可事項変更届」を「診 療所病床設置許可(届出)事項変更届」に改める。

第十九条中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。 第二十一条中「第三十一条の四」を「第三十一条の五」に改める。 第二十四条の見出し中「決算」を「事業報告書等」に改め、同条 第一項中「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に、「医療 法人決算届一を「医療法人事業報告書等届」に改め、同条第二項中 「第三十三条」を「第三十三条の二第一項」に致める。

第二十七条中「法」を「良質な医療を提供する体制の確立を図る ための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号) 附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる 司法による改正前の法一に改める。

第二十九条第一項中「第五条の七」を「第五条の十二」に改める。 第三十条中「第五条の八」を「第五条の十三」に改める。

第三十一条第二号中「、就任承諾書及び印鑑証明書」を「及び就 圧承諾書一に攻める。



「第1条第2項| や「第1条の14第2項| 以

「医療法施行規則第1条第1項第12号に規定する施設の状況」の欄及び「医療法施行規則第1条第1項第12号の2に規定する施設の状況」の欄の構造設備の概要は、その施設の室敷、面積、共用・兼用の有無、設置する機器等について記入すること。

「医療法施行規則第1条の14第1項第12号に規定する施設の状況」の欄及び「医療法施行規則 第1条014第11項第12号の2に規定する施設の状況」の欄の構造設備の概要は、その施設の室数、面積、共用・兼用の有無、設置する機器等について記入すること。

| 記記機式無回中日 「第1条第3項」や「第1条の14第3項」にお 2 10°

忌品类化器H中日「診療所療養病床設置許可申請 書 | や「診療所病床設置許可申請書 | ピー「療養病床 設置の」や「病床設置の」は、「 病床数 」や「 (病床数) 」と 致める。

云品类长账长即日「診療所療養病床設置許可事項変更許可申請書」 や「診療所病床設置許可事項変更許可申請書」 2' 「診療所療養病 床設置許可事項の」☆「診療所病床設置許可事項の」は′「第1条 第6項」や「第1条の14第6項」 以名名や。

別記様式第十号の次に次の一様式を加える。

様式第10号の2 (第8条の2関係)

診 療 所 病 床 設 置 届

年 月 日

殿 宮崎県知事

> 開設者 住所 氏名

1

法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名

次のとおり診療所に病床を設置したので、医療法施行令第3条の3の規定により届け出ます。

名 称					
開 設 の 場 所					
設 置 年 月 日					
医療法第7条第3項の 規定による設置許可を 要しない理由					
	病室番号	病床種別	病	床	数
各病室ごとの病床種別及び病床数					床

#### 添付書類

建物の構造概要及び平面図

平面図は、各室の用途を示し、各病室数及び病床種別を示す図面とすること。

〒品愛仏無十一中廿「診療所療養病床設置許可事項 変更届|や「診療所病床設置許可(届出)事項変 更 届」は、「診療所療養病床設置許可事項の」や「診療所病床設置 許可(屆出) 事項の」 に 名の。

療法人事業報告書等届」21′「第51条第1項」や「第52 条第1項」以、「決算を」や「事業報告書等を」以、

```
14
4 定款又は寄附行為に定められた決算に関する手続を経たことを証する書類
5 現年度の役員名簿
  賃借対限表
組益計算書
監事の歴報報告書
定款又はמ解符為に定められた決算に関する手続を経たことを証する書類
  現年度の役員名簿
法第42条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類(社会医療法人
) 純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び、公認会計士又は監査法人の
監査報告書(社会医療法人債を発行した社会医療法人のみ)
```

#### 改める。

#### 別記様式第四十号中

次のとおり医療法人の残余財産の処分の認可を受けたいので、医療法第56条第2項の規定により IJ.

次のとおり医療法人の残余財産の処分の認可を受けたいので、良質な医療を提供する体制の確立 を図るための医療法等の一部を改正する法律解削第10条第2項の規定によりなおその効力を有する こととされる同法による改正前の医療法第56条第2項又は第3項の規定により申請します。

#### 改める。

別記様式第四十一号 (裏) 中

8 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、医療法施行規則第30条の34第1 項に規定する要件に適合することを証する書類 149 8 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、医療法施行規則第30条の34に規定する要件に適合することを証する書類 177 改める。

**| 記記機 | 出版 日 | 日 中 日 中 日 「 、 履 歴 書 及 び 印鑑 証 明 書 」 や 「 及 び 履 歴** 暈】 に収めん。

图 图

(短行型口)

- この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の医療法 施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事 頃を適宜補正して使用することができる。

## 教育長訓令

県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 テムーに改める。 平成二十年十月三十一日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

### 宮崎県教育委員会教育長訓令第五号

11 各出先機関

N

各敗育羨関

#### 県教育庁等文書取扱規程の一部を改正する訓令

県教育庁等文書取扱規程(平成二年宮崎県教育委員会教育長訓令 第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号を次のように改める。

七 文書管理システム 電子計算機を利用して起案、決裁、施行、 保存及び廃棄に関する文書の情報管理を行うシステムで、県総 務部総務課長(以下「県総務課長」という。)が管理するもの

おいいつ。

第二条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一 号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「総合文 書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同号を同条第十 二号とし、同条第十五号中「総合文書管理システム」を「文書管理 システム」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十六号を第 十四号とし、第十七号を第十五号とする。

第三条第二項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」 に致める。

第七条第四項第五号中「総合文書管理システム」を「文書管理シ ステム一に改める。

第九条第一項第二号から第四号まで及び同条第二項から第四項ま での規定中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改 め、同条第六項を削り、同条第七項中「前項の規定にかかわらず、 を削り、同頃を同条第六頃とする。

第十条の二の見出し中「受信電子文書等」を「総合行政ネットワ ーク等文書」に改め、同条第一項中「総合文書管理システムにより 受信した電子文書(以下「受信電子文書」という。)並びに」を削 り、同条第三項中「受信電子文書及び」及び「(以下「受信電子文 書等」という。)」を削り、同条第四項中「受信電子文書等」を「 総合行政ネットワーク等文書」に改める。

第十二条第一項第二号中「総合文書管理システム」を「文書管理 システムーに致める。

第十二条の三第一項を次のように改める。

文書取扱主任は、総合行政ネットワーク等文書を収受したとき、

又は転送を受けたときは、次により処理しなければならない。

- 一 総合行政ネットワーク等文書に電子署名がなされている場合 は、発信元の電子署名を確認した後、紙に出力し、確認者とし て押印すること。
- 二 総合行政ネットワーク等文書に電子署名がなされていない場 合は、紙に出力すること。

第十六条第一頃を吹のように致める。

起案は、文書管理システムに登録して出力する決裁何書により

行うものとする。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改 め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」

に致め、同頃を同条第三頃とする。 第十九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五

号までを一号ずつ繰り上げる。 第二十二条第一項中「総合文書管理システム」を「文書管理シス

第二十三条第二屆を削る。

第二十七条中「電子決裁による場合を除き、」を削る。

第二十八条第二項中「電子起案」を「第十六条第一項の規定によ り起案」に、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に 改める。

第二十九条第一項ただし書を削る。

第三十条第一項中「及び同条第二項」を削り、「総合文書管理シ ステム」を「文書管理システム」に改め、同条第二項中「電子決裁 の場合を除き、一を削り、同条第三項中「総合文書管理システム」 を「文書管理システム」に改め、同条第四項中「第十六条第三項前 段、同条第四項」を「第十六条第二項前段、同条第三項」に改め、 「決裁された文書」の下に「(前項に該当するものを除く。)」を 加え、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。 第三十一条を吹のように致める。

(供配)

第三十一条供覧すべき文書は、決裁同書を用い、取扱区分欄に「 供覧」と表示をし、関係者の閲覧に供するものとする。ただし、 軽易な文書については、当該文書の余白に「供覧」と朱書し、閲 覧印を押して関係者の閲覧に供することができる。

第三十六条第一項第六号を削り、同条第二項各号列記以外の部分 中「発送しようとするときは」の下に「、主務課において原議に施

行日を記入し」を加え、同項第一号を次のように改める。

文書管理システムに施行日を登録すること。

第三十九条第一項並びに第四十条第一項、第二項及び第四項中「

総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。 第四十二条第一項中「三年及び一年」を「三年、一年及び一年末 **譝」に改め、同条第二項中「ファイル管理台帳」を「ファイル管理** 

表一に致め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、保存期間の区分が一年未満の文書については、当該文 書が完結した日から起算する。

第四十四条第一項中「及び一年保存の文書」を「並びに保存期間 の区分が一年保存及び一年未満の文書」に改め、同条第二項中「総 合文書管理システムにより引継文書一覧表を作成し、又は」を削る。 **寒四十五条第一項第三号中「ファイル管理台帳」を「ファイル管** 

理表」に改める。

第四十七条第二項中「総合文書管理システム」を「文書管理シス テム」に改める。

別表に次のように加える。

(一件米瓶)

- 一 照会、回答、依頼、協議、通知等の文書のうち一時的なもの 一 前号に掲げるもののほか、強持廃棄することが適当と認めら

れるもの 至 三

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。